

第 23 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 令和 3 年 3 月 19 日 (金) 9 時 00 分～11 時 00 分

(場所) Web 会議

- (議事) 1 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案)に係る検討
2 令和元事業年度の事業報告書について
3 独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理

1. 開会

2. 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案)に係る検討

- 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案)に係る事務局の説明を行った。

3. 令和元事業年度の事業報告書について

- 「令和元事業年度の事業報告書について」に係る会田座長からの報告を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。

- ・ 今後、事業報告書を活用していくにあたり、各法人が注力していけるような仕組みを検討していく必要があるのではないか。
- ・ 事業報告書を利害関係者にどう伝えていくかというところ、コミュニケーションしていくというところが、法人の中又は法人の外に関しては非常に重要だと考える。単に書面というだけではなくて、事業報告ということ意識して、コミュニケーションのところに焦点を当てて、今後も検討していく必要があるのではないか。
- ・ 事業報告書は、広く利害関係者に使用されることを考えてきたが、まずは事業報告書を見て、そこからいろいろなものも詳しく知りたければそこに飛んでいくような、そういう使い方をされることを意図していたということだろうと考える。これからどのように多くの利害関係者の方々が、この事業報告書に基づいて、それぞれの意思決定に役立てていくかというのはこれからの話であると考えている。
- ・ 事業報告書を内部的に、法人自身に活用していただく必要があると考える。組織の P D C A を回すための材料になったというアンケートの回答があり、外部報告において非常に有意義なものであるというだけでなく、組織自身、法

人自身がしっかりこれを活用していく、また、それが法人の評価なり、改善につながっていくということも伝えた方が良いのではないか。

4. 独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理

- 「独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理」に係る事務局の説明を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。
- ・ 「サービスを直接的に受益する者」について、国等から委託を受けて、その委託の成果を元に戻すという場合と、運営費交付金のように国から委託を受けて、最終的な受益者にサービスを提供する場合があるが、「直接的に受益する者」とはどのようなイメージで考えれば良いか。
- ・ 税込方式と税抜方式の双方を認めるという方向性を採るのであれば、どちらを採るのかの基準及び判断が、完全にその法人に委ねられてしまうと、会計処理の根拠、合理性といった部分が、非常に不明確になってしまうことから、どちらを採るのかの基準の明確化は、必要ではないか。
- ・ 取引価格の定義は、「収益認識に関する会計基準」と同様にしておき、あくまで税抜方式を原則というように基準を作った方が良いのではないか。消費税に関する実務上の運用の工夫として、課税売上高とそれに対応する売上原価、原価性資産等については税抜方式にし、それ以外は税込方式によるというようなことも考えられるのではないか。独法固有の処理は、公的部門としての特性を踏まえ、必要最小限にすべきではないか。
- ・ 多くの独立行政法人は運営費交付金で事業を運営しており、その場合は国から資金の拠出を受けて、独立行政法人が第三者に対してサービスを提供するという取引がほとんどであり、その中で一部、直接契約者との交換取引があるという全体像を前文で説明するのはどうか。
- ・ 消費税については、独立行政法人の性格が、パブリックセクターに属するものと、プライベートセクターに属するものが混在していることから、法人の実態に応じて、税抜と税込の双方を認めても良いのではないか。
- ・ 一定の条件の下で税込方式、税抜方式の選択適用を認めるべきではないか。
- ・ 基本的な指針の改訂は不要ではないかというところに関して、今回の収益認

識で特に変える必要はないのではないかと考える。消費税については、現行の処理を認める方向で良いのではないか。独立行政法人の性格を考えたときに、もともと独立行政法人の損益の対応関係というのは、費用があつてそれを補う財源を提供するという考え方があり、その財源が、多くの独立行政法人への運営費交付金や補助金のように、課税されない部分で構成されているということを見ると、その対応関係を重視する場合には、やはりより影響の多い費用側に税込を残すという意味からも、税込という考え方は十分採れるのではないか。

- ・ 美術館や博物館は、日本国全体の文化の維持等のために入場料収入よりも多くの費用がかかる。このような法人については、運営費交付金に加え、直接的にサービスを受益する人から入場料収入を徴収している。このように収入が混合している法人に対して、税抜にするということになると、どのような影響を与えるかは考えたほうが良いのではないか。
- ・ 独立行政法人で税込方式を認めることが国との一貫性ということにあるとすれば、明確にすべき基準になるのではないか。中間報告でその判断の基準を済ませるとするのは、問題があるのではないか。
- ・ 収益認識基準の考え方が、企業のような競争市場で収益を得ているというところの認識のタイミングであり、測定値をより合理的に配分しようという話から生じているプリンシプルベースの基準を明確にしているという話だと認識しており、そこから議論すれば、事務局の説明に賛成である。

以上